

会 議 録

会議の名称		石狩市福祉有償運送運営協議会		
開催日時		平成 21 年 8 月 21 日（金） 開会：15 時 00 分 閉会：16 時 15 分		
開催場所		石狩市役所 201 会議室		
事務局（担当課）		保健福祉部 福祉総務課		
出席者	委員	10 名：鎌田英暢、藤田正人、田岡伸義、越智 一、岩城治男、藤田修作、小林 篤、林 輝、柏野俊子、才田ハツ子		
	事務局	4 名：櫛引福祉総務課長、我妻福祉総務課企画総務担当主査、木澤福祉総務課企画総務担当主査、中川障がい支援課長		
公開・非公開の状況		■ 公開 □ 非公開	傍聴者数	4 人
公開不可の場合はその理由				
会議次第		1 開会 2 議題 (1) 更新登録申請について (2) 割引運賃制度の導入について 3 その他 (1) 報告事項 登録後の変更事項について 輸送実績について（平成 20 年度、平成 21 年度第 1 四半期） 安全運転講習会開催結果報告書について 福祉有償運送に関する通達について (2) その他 4 閉会		
審議経過		別紙のとおり		

確 定 年 月 日	会 議 録 署 名
平成 21 年 9 月 4 日	会 長 鎌 田 英 暢

1. 開会：(事務局)

本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

定刻でございますので、只今から「平成21年度第1回石狩市福祉有償運送運営協議会」を開会いたします。

まず、今年度に入りましてから委員の交代が2人ございましたので、ご紹介させていただきます。

始めに、ダイコク交通労働組合選出の渡邊委員に代わりまして後任に

はやし てる 林 輝委員が、行政選出の岡林委員に代わりまして藤田委員が新たに委員となられました。恐れ入りますが、委嘱状につきましては、席上に配布させていただいております。それでは、お2人から簡単に自己紹介をお願いしたいと存じます。

(林委員、藤田委員 自己紹介)

ありがとうございました。

続きまして、事務局にも異動がございましたので、紹介させていただきます。障がい支援課の中川課長でございます。

(起立して挨拶)

それでは、本日の運営協議会に入りますが、委員の過半数以上の出席がございまして、設置要綱第5条第5項の規定によりまして、本協議会は有効に成立していることをご報告いたします。

お手元に配布しております資料の確認でございますが、こちらの提出資料一覧を見ていただきますと、事前配布資料といたしまして、

資料1 更新申請団体の概要(札幌協働福祉会)

資料2 運送の対価(札幌協働福祉会)

資料3 タクシー運賃との比較表(札幌協働福祉会)

資料4 割引運賃の導入について(はるにれの里)

資料5 登録後の変更事項報告書

資料6 平成20年度分、平成21年度第1四半期輸送実績報告書

資料7 安全運転講習会開催結果報告書

参考資料 福祉有償運送に関する通達について

以上8点 当日配布資料といたしまして、

資料8 申請書案 ・社会福祉法人 札幌協働福祉会

と本日差替え資料といたしまして、資料5が配布されておりますので、ご確認願います。

なお、資料 8 の申請書案につきましては、いつもどおり会議終了後に回収させていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、お手元に配付してございます会議次第に従いまして進めて参りたいと存じますが、これより議事の進行を会長にお願いいたします。

2 . 議題

会 長：みなさん、おはようございます。

まず、お 2 人の方が新たに委員となりましたので、今後とも協議会の運営にご協力をお願い致したいと存じます。さらに藤田委員には、協議会設置要綱の第 5 条第 3 項の規定に基づきまして職務代理者として指名させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

本日の議題につきましては、1 件目が更新に係る登録申請、2 件目が割引運賃の導入についてとなっております。更新登録団体は、今年の 3 月に新規で登録申請を行いました「社会福祉法人 札幌協働福祉会」でございます。そして割引運賃につきましては、「社会福祉法人 はるにれの里」が特定の地区に居住する利用者に割引運賃を適用させるために導入したいということですので、よろしくご審議いただきたいと思います。

早速、議事に入りたいと思いますが、委員の皆様一言お願い申し上げます。本協議会の会議につきましては、公開とはなっておりますが、申請書類等に個人情報が含まれているものもございますので、議事に関しまして秘密を厳守されますようお願い申し上げます。

それでは、会議次第に従いまして、議事を進めて参りたいと思いますので、議題の 1 番目「更新登録申請について」事務局より説明をお願いします。

事務局：私の方から、資料 1 「申請団体の概要」に基づきまして、説明させていただきます。

今年の 3 月に新規申請で協議をいたしました団体ですが、今回は有効期間の関係で更新登録の協議をお願いします。まだ、5 ヶ月しか経っておりませんが、いくつか変更点もありますので、申請時と比較する形で資料に載せておりますのでご覧下さい。

まず、1 番目の「運送の主体」についてですが、社会福祉法人 札幌協働福祉会の中の 1 事業所であります「エルドラードたくあい」が実施する福祉有償運送事業でございます。

2 番目の「運送の区域」は、乗車地点、降車地点のいずれかが石狩

市内にありますので問題ありません。

3 番目の「使用車両」については、申請時、2 台の登録ということでしたが、同じ事業所内の別の部署の車両も合わせまして、今回 4 台の登録申請となっております。

4 番目の「旅客の範囲」ですが、利用されている方は知的障がい者の方 1 名で変わっておりません。

5 番目の「運転者要件」ですが、先程車両台数のところで申し上げましたように、別の部署の運転者を含めて申請しておりますので、3 名から 9 名に増えた形になっております。要件については、全員満たしております。

6 番目の「運行管理等の体制」についてですが、いずれも整備済みでございます。

7 番目の「整備管理体制」につきましても、整備済みでございます。

8 番目の「事故の対応等」に関しまして、4 台いずれも対人・対物無制限の保険に加入しておりますので、基準を上回る契約になっております。

9 番目の「苦情処理体制」についても、整備済みであります。

最後に 10 番目の「収受する対価」でございますが、料金体系は申請時と同じく時間制となっております、30 分間あたり 100 円、以後 30 分ごとに 100 円の加算となっております。料金表については、事前配布資料の 2 に載せております。又、申請時と同様ですが、タクシー運賃との比較表を資料 3 に載せておりますので、ご確認願います。

以上で「社会福祉法人 札幌協働福祉会」の概要に関する説明を終わります。

会 長：ただ今事務局から説明がありましたが、この団体に関しましては、今年の 3 月に本運営協議会で新規登録団体として協議を行っております。基本的に更新期間は最初は 2 年間、その後は問題が無ければ 3 年間という決まりになっておりますが、その辺の事情について運輸支局の小林委員の方から補足説明をお願いできますでしょうか。

委 員：この事業者は札幌市を本拠地として、「エルドラードたくあい」を含め 4 つの事業所を持っており、平成 19 年に最初の事業所で登録を受けたことから、本年 3 月に協議を行った「エルドラードたくあい」についても有効期間の最後を合わせているために更新登録申請を行うこととなったものです。支局に申請する際は札幌協働福祉会として一本の申請となる予定です。

会 長：ありがとうございます。

それでは、事務局から説明のありました申請書案について、本日お配りしている資料もございますので、資料の確認のため５分間ほど時間を取りましてから、質問・意見等をお受けしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

(資料精査)

会 長：時間となりましたので、先ほどの事務局から説明がりました申請概要について質疑を受けますが、ご発言をお願いします。

委 員：先程、車両や運転者の数が増えたとの説明がりましたが、もう少し詳しく説明していただけますか。同じ団体からの申請だと思うのですが。

事務局：資料２の料金表をご覧ください。下の方に組織図がございまして、同じ事業所の中に他の部署がございまして。申請時には、そちらの部署は石狩の福祉有償運送に携わらないということで含めていませんでしたが、今回は同じ事業所であるということで、含めた形での申請となったものです。ですから実態としては、申請時の状況とは変わっております。

委 員：今回の更新登録に関しましては、本来の申請者は、社会福祉法人 札幌協働福祉会でありまして、１事業所である「エルドラードたくあい」ではございませんので、念のため補足させていただきます。正規の形での申請になったということでございます。

会 長：この団体に関してその他に意見等はございますか。
無ければ、この団体の申請を認めるということによろしいですか。

委 員：よろしいと思います。(委員一同)

会 長：事務局においては、この決定を受け、団体と共にその後の申請事務手続を速やかに行っていただくようお願いします。

続きまして、昨年の９月に更新申請について協議がなされました「社会福祉法人 はるにれの里」が、現在の対価の中で、特定の地区に住む対象者に限り適用する割引運賃制度を設定する件につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、資料４「割引運賃の導入について」ですが、はるにれの里の利用料金一覧を見ていただきますと、現在の運賃は、距離制運賃で１km あたり６０円となっております。その他の料金といたしまして、迎車料金を設定しておりまして、１km あたり２０円上限額１４０円となっております。

今回は、これに加えて遠距離の割引運賃を導入するということで、その内容が記載されておりますとおり、特定の地域に居住する利用者限定で利用距離 15 km 以上を超えた分に対して 5 割引にしようとするものです。この割引運賃を認めるかどうかについて、ご協議をお願いしたいと思います。

会 長：ただいま事務局から説明がありましたが、この割引運賃について法人側から設定の理由について説明を受けてから協議を進めたいと思いますので、法人の方から説明をお願いします。

法 人：現在、当法人の福祉有償運送を利用している会員さんは、知的障害を併せ持つ重度自閉症の方が多く、特に厚田区にはケアホームで生活している重度自閉症者がたくさんいらっしゃいます。このような石狩市内の中でも、親船町以北に居住している会員さんに関しては、地域に社会資源が乏しく、日常生活に必要な買い物、役所などへの届出、通院、また余暇活動なども石狩市街や札幌方面まで出掛けなければ出来ないことが多く、どうしても遠距離利用となって、運送の料金も高額になってしまいます。

これらの方たちにも、社会参加や余暇活動の機会をより多く持つてもらうために、15 km 以上の距離を超えた部分に関して 5 割を割り引く、遠距離特別割引料金を設定するに至りました。

どうぞご協議の程よろしくお願い致します。

会 長：ただいま法人側から説明がありましたが、この割引運賃の設定について質問、ご意見等があればお受けしたいと思います。

委 員：1 点だけ教えてください。距離が長くなるから高額というのであれば、例えば遠距離 15 km 以上を利用の方全員が同じだと思うのですが、親船町以北、厚田区、浜益区に限定した理由を教えてください。

法 人：あちらの地域は、過疎地域と言いますか、社会資源が少なく、どうしても遠距離にならざるを得ない状況がありまして、市街地の方と比較して環境面で不利なため地域を限定させていただきました。

委 員：これにつきまして、利用会員の中で厚田区などにお住まいの方と利用距離 15 km を超えない方との間に少し不公平感が出てくると思いますが、同じ利用者さんとしてすでに説明はされていますか。

法 人：本日協議が調いましたらきちんと説明したいと思います。

会 長：ただいま、区域を限定しているのはどうしてなのかという質問がありましたが、他の皆さんはいかがでしょうか。遠距離利用の方全員が適用されるのであれば理解はできると思うのですが。

委 員：該当する人達の割引は、負担軽減を考えると理解できますが、他の地

区でも利用距離 15 km を超える人がいるので、不公平感はあると思います。それと先程の説明を終えているのかという事に関して言えば、順序的にも会員の皆さんの同意を得たうえで、この協議会に提出した方が良かったと思いました。

委員：私も対象区域外の人達が、逆に厚田、浜益方面に行った時は割引にならない訳ですから、不公平感というのは拭えないと思います。それに対象者人数の割合も少なければ理解できますが、逆転して多いとなればコンセンサスが得られるのかという点が心配です。

会長：今、地域を限定すると利用者同士の不公平感が生じるのではないかという意見が出ていますが、他の委員の方はいかがでしょう。

委員：法人タクシーにも遠距離割引というのがありますから、やむをえない部分はあるのではないのかなと思います。

委員：申請者の方にお聞きしたいのですが、割引そのものについては反対ではないですが、利用者の中での不公平感について整理はできそうですか。

法人：今現在、石狩市内の利用者さん 65 名のうち、割引対象の地区に住んでいる方々が 44 名いらっしゃいまして、割合的には 3 分の 2 を占めております。だいたい平均的な月の利用距離は、花川地区の方で 20 から 30 km、厚田区の方で月に平均 70 から 80 km 利用しているという結果が出ていまして、このあたりを踏まえまして料金を設定しておりますので、利用者に関しまして理解は得られると思っております。

会長：法人としては理解を得られるという風に考えているということですね。今、法人側からは、利用者間での不平不満は出ないという説明だったのですが、いかがでしょうか。割引を認めるということで、よろしいですか。

委員：よろしいと思います。（委員一同）

会長：それでは、社会福祉法人 はるにれの里が導入する特定地区居住者の遠距離割引運賃制度については、認めるということで決定いたしました。

続きまして、その他の報告事項ということで、1 件ずつ報告をお願いします。

事務局：資料 5 についてですが、本日差替えがありましたのでそちらをご覧くださいと思いますが、各事業者からは表の内容について、随時報告が来ておりますのでご覧いただきたいと存じます。

なお、前回協議が調いました特定非営利活動法人 アナックからも利用会員が増え、先月から順調に事業を実施している旨の報告を受けております。

会 長：ただ今、資料５について説明を受けましたが、質問等はございますか。
無ければ次の報告事項に進みます。

事務局：資料６につきましては、添付のとおりでございます。先程申し上げました特定非営利活動法人 アナックは、６月まで運送実績がありませんでしたので、載せておりませんが、７月末から運送実績が少しずつ出て来ておりますので、次回の協議会で報告書を添付させていただきます。

会 長：ただ今、資料６について説明を受けましたが、質問等はございますか。
無ければ次の報告事項に進みます。

事務局：資料７につきましては、この運営協議会の中でも報告させていただきましたが、福祉有償運送を行う団体が、日頃安全運行に心掛けて、自主的に安全運転講習会を開催した時に提出していただく報告書でございますが、「特定非営利活動法人 ふれあい広場タンポポのはら」から提出されましたので、委員の皆様にご報告させていただきます。

委 員：大変良いことだと思います。今後もこういう団体が出てくることを希望します。

会 長：これについては、質問等はよろしいですね。今後も実施した団体があれば報告していきたいと思います。

事務局：参考資料になりますが、福祉有償運送に関する通達について、若干ご説明させていただきます。

まず、１ページ目の「運営協議会において定められた独自の基準に対する考え方について」ですが、全国の各運営協議会において関係法令・通達に定められていない独自の基準、いわゆる「ローカルルール」というものが定められているケースが多くあります。このローカルルールの中に「自家用有償旅客運送に過度な制限を加えているものがある」と国のフォローアップ検討会から指摘がなされていますので、その考え方について今回整理がなされたものです。

ひとつには、自家用有償旅客運送について十分な検討が行われて設けられたローカルルールについては、自家用有償旅客運送に過度な制限を加えるものでない限り、排除されるものではない。

もうひとつは、２．の 、 のように過度な制限を加えることとなっているものは適当ではないので、このようなローカルルールについては、適時適切に検討を行いつつ、その合理性について検証を行っていく必要があるというものです。

例えば、石狩市では免許取得後２年未満の運転者は認めないということにしておりますが、これは、運営協議会の中で十分に検討され総

意で決定しておりますので、今後も継続したいと考えています。

また、過度に制限を加えているケースとしては、運送の区域を同一市町村内に限るとか、利用会員の増は原則認めないとか、増車は認めないとかがあります。

次に、３ページの「福祉有償運送に係る運営協議会における協議に当たっての留意点等について」ですが、何点かポイントだけ説明しますと、４ページの一番上の（２）道路運送法施行規則第４９条第３号八及び二に該当する者の確認方法については、具体的な確認方法が５ページから７ページにかけていくつか載っておりますが、石狩市では基本的に６ページの３番目「運送団体が会員登録時に書面を確認、運営協議会事務局で判断」の事例１のパターンを基本に行っています。

３．の複数乗車の必要性については、石狩市の運営協議会でも例外的なものとして認めてはおりますが、全国的にはいろいろなケースがありますので、８ページの具体的事例を参照願います。

最後に、「福祉有償運送における運送の区域の特例的な取り扱いについて」ですが、現在の道路運送法施行規則では、旅客の発地及び着地のいずれもがその運送の区域外に存する旅客の運送をしてはならないとされていましたが、今回、道州制特区で特例的に認められるケースがでてきております。

その特例として認められる運送の基本的な考え方は、予め設定された運送区域と何らかの関連が認められるということで、１０ページに具体例が載っております。このように、何らかの事情と従前の運送の関連性がある場合にのみ認められることとなっております。

通達に関しての説明は、以上です。

会 長：ただ今の事務局の説明に関して何か質問等はございますか。

特に無ければこれで本日の運営協議会を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。